

鳥取大学馬術部規約

第1章 総則

第1条 当部は鳥取大学馬術部と称す。

第2条 当部は鳥取大学内に本部を置く。

第3条 当部は馬術部本部を中心として、自馬の飼育管理を行い、練習場として馬場を管理する。

第4条 当部は鳥取大学の学生、教職員によって組織する。

第2章 目的

第5条 当部は御術を通じて人格の向上及び心身の鍛練を目的とする。

第6条 当部は礼儀を重んじ、御術を通じて部員相互の親睦を図ることを目的とする。

第7条 当部は御術の向上を以て、その目的とする。

第8条 当部は学内、学外競技大会の実施、参加を目的とする。

第3章 部員

第9条 当部の学生組織員を部員と称する。

第10条 部員は御術向上の目的達成のため、常にその練習と研究に励む。

第11条 部員は本規約及びその他の諸規定を厳守する。

第12条 部員は入部金及び部運営に要する諸経費を納入する。

第13条 部員は毎月所定の金額を期日までに経理係に納入する。

第14条 部員は馬匹の飼養管理及びそれに伴う当番を行う。

第15条 部員は当部の施設管理を行う。

第16条 部員は当部の諸作業、諸活動に参加、協力する。

第4章 役員

第17条 当部は次の役員を置く。

主将、副主将、経理係、主務、馬匹係、OB係、馬連幹事、施設係、記録係

第18条 役員は円滑なる部運営のため、その任務の遂行に万全を期す。

第19条 役員は部会においてこれを選出、承認する。

第20条 役員はその任期を1ヶ年とするが、再任、重任は妨げない。

第21条 役員の辞任は正当な理由ある場合に限り、部会においてこれを承認する。

第22条 役員の罷免は正当な理由ある場合に限り、部会においてこれを承認する。

第23条 前条により、役員に欠員が生じたときは、直ちに部会においてこれを

補充

する。なお、新役員の任期は、前任者の残余期間とする。

第5章 総会

第24条 当部は原則として、年1回総会を開催する。

第25条 総会は全部員とOB会員によって構成され、当部の最高議決機関とする。

第6章 部会

第26条 部会は全部員によって構成され、当部唯一の議決機関とする。

第27条 当部は定例部会を毎月1回開催する。

第28条 当部主将及び役員会は必要に応じ、臨時部会の開催を要請できる。

第29条 部会は全部員の4分の3以上を以て成立し、その議決は出席者の3分の2

以上を以てこれを行う。

第30条 部会の決議に当たり、委任状は認めない。

第31条 部会に際し、正当なる理由がない場合にも不参加の者は会費の全額を支払う。

第7章 入退休部・除名

第1節 入部

第32条 新入部員の募集は毎年4月に行う。

第33条 入部は原則として新入生に限るものとする。

第34条 入部の際は入部願を主将に提出し、部会の承認を必要とする。

第35条 新入部員は入部金を経理係に納入する。

第2節 退部

第36条 退部において、正当なる理由なき時はこれを認めない。

第37条 退部に際しては、退部願いを主将に提出し、部会の承認を以てこれを行う。

第38条 前条により承認されたる者は、退部届を主将に提出し、同時に退部金を当

部経理係に納入する。

第3節 休部

第39条 休部に際しては休部願を主将に提出し、部会の承認を必要とする。

第40条 前条により承認されたる者は、休部届を主将に提出する。

第41条 休部の期間は3ヶ月以内とし、この期間をすぎたる際は、復部とする。

第42条 休部の期間延長は、正当なる理由ある時に限り、部会によって承認される。

第 43 条 休部者は休部期間中も部費を納入する。

第 4 節 除名

第 44 条 部内の規律及び団結を乱したる者は、これを除名にする。

第 45 条 休部届の提出なく、練習、その他の部活動に 1 ヶ月以上参加せざるものは、

これを除名する。

第 46 条 除名は、部会の決議により行う。

第 8 章 馬匹

第 47 条 馬匹は当部の最高管理下に置かれる。

第 48 条 馬匹の導入、交替等、馬匹の出入に関しては、部会の承認を必用とする。

第 49 条 馬匹に於ける日常の健康管理、飼養等、馬匹に関する諸事は馬匹係が責任

を有し、これを行う。

第 9 章 補則

第 50 条 部運営に当たり、当部の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に

終わる。

附則

本規約は、昭和 45 年 6 月 1 日より実施する。

鳥取大学馬術部規約細則

第 1 章 経理

第 1 条 当部の経理事務、運営は経理係がそのすべてを行う。

第 2 条 当部の経理運営は部費、自治会補助金、OB 会費及びその他の不定期収入ア

ルバイト料を以て行う。

第 3 条 部費、部会費及びその他の諸経費の金額及びその納入期限は経理係が決定する。

第 4 条 経理係は定例部会及び年度末部会に於いて、月間会計及び年間会計報告を行う。

第 2 章 練習

第 5 条 練習は当部の最高目的たる御術向上の手段とする。

第 6 条 練習は馬場馬術及び障害を以てこれに当たる。

第 7 条 練習に於いては、各種競技種目の完遂を目的とする。

第 8 条 練習はその騎乗を必用とするが、馬術に関する諸研究も同時に行う。

第 9 条 練習は馬休日を除く毎日行う。但し、馬休日は週 1 回以内とし、随時主将が

これを決定する。

第 10 条 練習は原則として毎日午前、午後行う。

第 11 条 練習に参加できないものは、主将に欠席届を提出する。

第 12 条 夏期、春期休暇には、定期強化練習を行い、期限は 10 日以内とする。

但

し、必要に応じて不定期の強化練習を行う。

第 13 条 強化練習には、全部員が参加する。

第 14 条 練習に際しては、主将及び上級生に従い、勝手な行為は行わない。

第 15 条 練習に際しては、軽快、質素な服装で当たり、明瞭、機敏な返答、行動を

とらねばならない。

第 16 条 原則として部員以外の騎乗は禁止する。

第 3 章 当番

第 17 条 当番は原則として 2 人以上とし、馬匹係にその決定を一任する。

第 18 条 休暇中の当番は部会において決定する。

第 19 条 当番は全部員を以てこれを行う。

第 20 条 当番はみだりに部屋を離れず、馬匹の健康管理、飼養及び部室、馬房内外

の清掃を随時行う。

第 21 条 当番は日誌に所定の諸事を記載する。

第 22 条 当番はその任務の遂行に当たり責任ある行動をとる。

第 23 条 当番の任務には休部者は当たらない。

第 4 章 役員会（幹部会）

第 24 条 役員会は相互役員の連絡を密にし、部運営を円滑に行う目的のため、各役

員を招集し、これを開催する。

第 25 条 役員会は主将及び各役員代表の要請により随時開催する。

第 5 章 運営

第 26 条 当部の運営に於いては、その全てを主将が代表総括する。

第 27 条 各役員は部の運営を円滑にするため、その任務の遂行に努力協調し、これ

に当たる。

第 28 条 当部の運営は全部員の一致協力によってこれを行う。

第 6 章 渉外

第 29 条 主務が渉外の任務に当たり、当部関係者団体との連絡及び施設飼養等の交

渉を行う。

第 30 条 主務は前条項の如く、当部活動の場を設け更にその拡大に努力する。

第 31 条 OB 係は OB 各位との密なる連絡を行い、OB 会総会などの準備、進行をそ

の任務とする。

第 32 条 馬連幹事は全日本学生馬術連盟、関西学生馬術連盟の会合参加及びその詳

細なる報告を任務とする。

第 7 章 施設管理

第 33 条 施設管理とは当部の施設、設備及び馬具、備品の管理に伴う諸事をいう。

第 34 条 施設係がこの施設管理の任務に当たり、特に馬場、馬具の管理には最善を

尽くす。

第 8 章 記録係

第 35 条 記録係は試合、行事など当部に関する諸事の記録及びその管理を主務とす

る。

第 9 章 罰則

第 36 条 罰則とは部内の秩序を乱したる者及び当規約反する行為をなしたる者に対

して与えられる事象を言い、主将はこれを行使できる。

附則

本細則は、昭和 45 年 6 月 1 日より実施する。